

施工体制台帳等作成ガイドライン

令和３年（２０２１年）９月制定
令和５年（２０２３年）６月改正
令和７年（２０２５年）１２月改正

熊 本 市

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1 作成建設業者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2～11
2 下請負人の義務・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11～12
作成例 別紙 1 施工体制台帳・・・・・・・・	P 13
別紙 2 再下請負通知書・・・・・・・・	P 14
別紙 3 施工体系図・・・・・・・・	P 15
別紙 4 作業員名簿・・・・・・・・	P 16
関係法令・・・・・・・・	P 17～23
電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイ ドライン（令和 5 年 5 月 1 2 日付け国土交通省）	・・・・・・・・ P 24～25
施工体制台帳等の提出書類チェックリスト（受注者用）	・・ P 26

改正履歴

時期	改正内容
令和 5 年（2023 年）1 月改正	・ P17 関係法令から建設業法施行令を削除 ・ 軽微な文言修正
令和 5 年（2023 年）6 月改正	・ P24～25 「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン（令和 5 年 5 月 1 2 日付け国土交通省）」を追加 ・ P26 提出書類チェックリストに対象となる請負契約が電子契約の場合の取扱い等を追記
令和 7 年（2025 年）1 2 月改正	・ 軽微な文言修正 ・ P13～14、16 外国人建設就労者受入事業の終了に伴う作成例別紙 1、2、4 の変更 ・ P17～23 関係法令 建設業法施行規則、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の更新

はじめに

建設業法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 6 3 号）により、平成 7 年 6 月 2 9 日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられました。

さらに建設業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 5 5 号）により、平成 2 7 年 4 月 1 日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には、当該下請契約の請負代金の額（以下「請負代金額」という。）にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられました。

これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳等の作成を行う際のガイドラインとして次のとおり定めましたので、事務処理に当たって遺漏のないようお願いいたします。

公共工事における施工体制台帳等の作成とは

なぜ・・・元請業者に現場の施工体制を把握させることで、以下の事象を防止し、建設工事を適正に施工するため。

- ① 品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ② 不適格業者の参入、建設業法違反
- ③ 安易な重層下請→生産効率低下

誰が・・・発注者から直接、建設工事を請け負った建設業者 = 元請業者

いつ・・・（下請金額に関わらず）下請契約を締結した場合

何を・・・下請負人から提出された再下請通知書等に基づく 施工体制台帳 及び

当該建設工事に係る全ての建設業者名、技術者名等を記載し、工事現場における施工の分担関係を明示した 施工体系図

どうする

・・・施工体制台帳

工事現場ごとに備え置くとともに、写しを発注者に提出しなければならない。

施工体系図

工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

1 作成建設業者の義務

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8第1項（入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者（以下「作成建設業者」という。）の留意事項は次のとおりである。

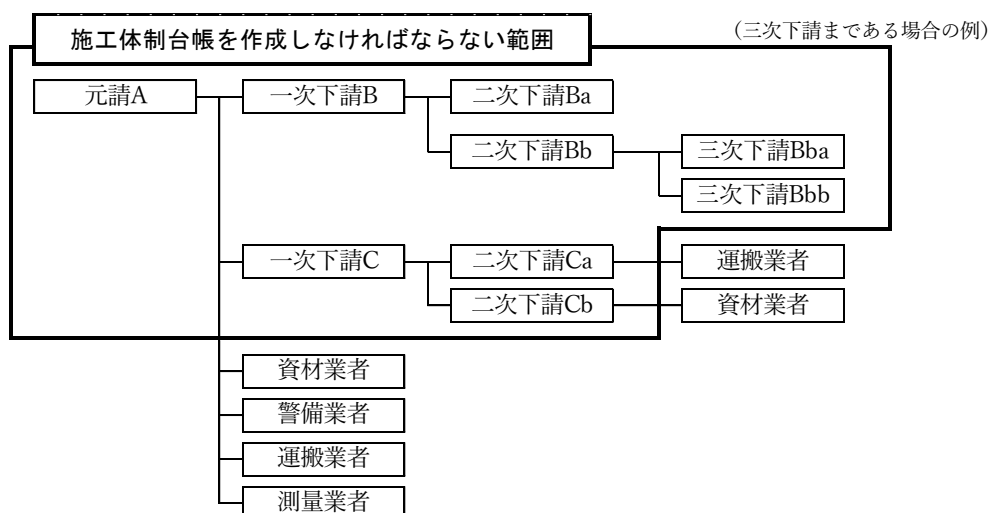
（1）施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに生じるものである。

施工体制台帳の作成範囲

施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲は、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等「建設工事の請負」契約における全ての下請負人（軽微な建設工事を請け負う無許可業者を含む。）が記載の対象となる。

なお、建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はないが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合もある。



（2）下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、

- ① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
 - a 作成建設業者の称号又は名称
 - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第24条の8第2項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨
 - c 再下請負通知に係る書類（以下「再下請負通知書」という。）を提出すべき場所の3点を記載した書面を通知しなければならない。

また、①の書面による通知に代えて、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14

号。以下「規則」という。)第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

①の文例（下請業者への書面通知例）

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律100号）第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの（建設業の許可を受けていないものを含みます。）に請け負わせたときは、

- 1 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。

また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

- 2 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する上記1の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設（株）

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション／△△営業所

- ② ①のa、b及びcに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

②の文例（現場への掲示文例）

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設（株）

（3）下請負人に対する指導等

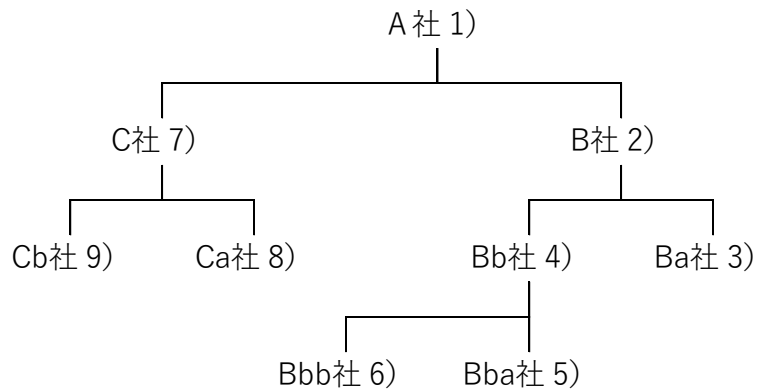
施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければな

(4) 施工体制台帳の作成方法

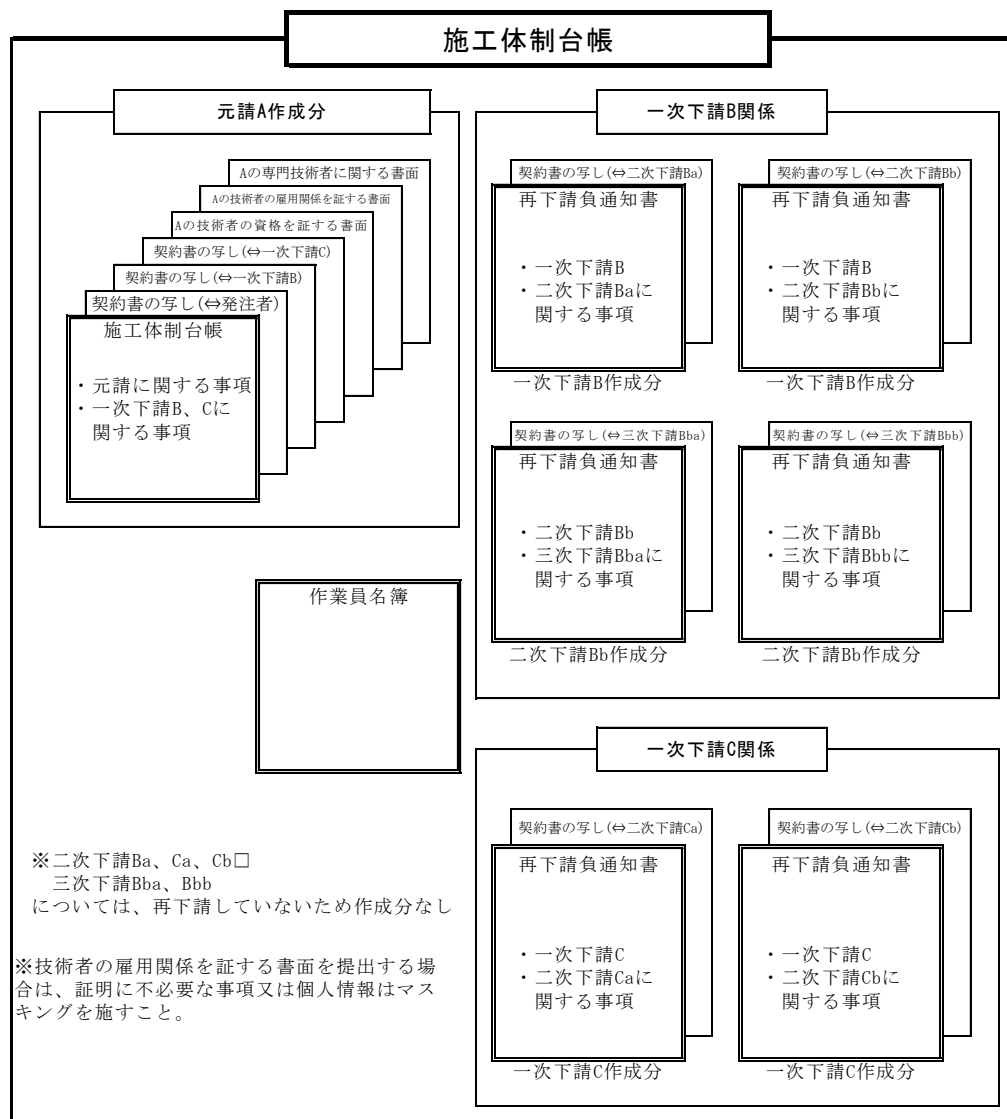
〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者を A 社とし、A 社が下請契約を締結した建設業を営む者を B 社及び C 社とし、B 社が下請契約を締結した建設業を営む者を Ba 社及び Bb 社とし、Bb 社が下請契約を締結した建設業を営む者を Bba 社及び Bbb 社とし、C 社が下請契約を締結した建設業を営む者を Ca 社、Cb 社とする場合における施工体制台帳の作成は、次の 1) から 10) の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。

- また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。

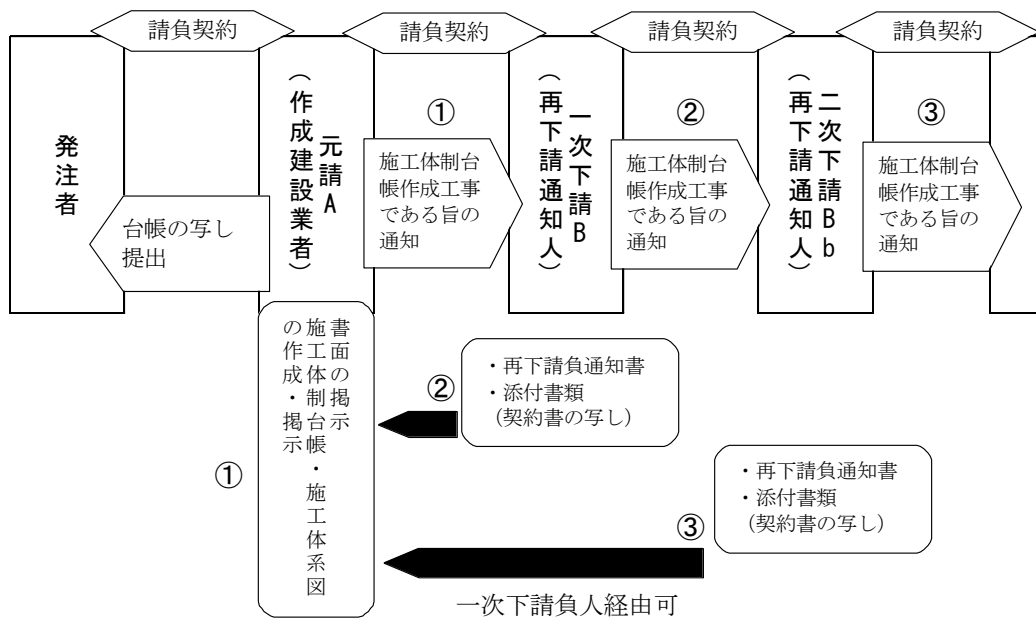
また、規則第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、(同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により)電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付書類に代えることができる。



施工体制台帳の構成



施工体制台帳の作成フロー



①一次下請締結後

元請業者である建設業者が、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、一次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面を掲示し、施工体制台帳及び施工体系図を整備する。

②二次下請締結後

一次下請負人は、作成建設業者に対し、再下請負通知書（添付資料である請負契約書の写しを含む）を提出するとともに、二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知を行う。

作成建設業者は一次下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づき、施工体制台帳及び施工体系図を整備する。

③三次下請締結後

二次下請負人は、作成建設業者に対し、再下請負通知書（添付資料である請負契約書の写しを含む）を提出する（一次下請負人を經由して提出することもできる）とともに、三次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行う。

作成建設業者は二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかにより施工体制台帳及び施工体系図を整備する。

請負契約書に記載すべき内容

建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

なお、書面による契約は、「元請負・下請負の別」及び「請負金額の大小」に係わらず、全ての建設工事請負契約について義務づけられている。

1. 工事内容
2. 請負代金の額
3. 工事着手の時期及び工事完成の時期
4. 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
5. 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
6. 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
7. 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
8. 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
9. 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
10. 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
11. 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
12. 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
13. 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
14. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
15. 契約に関する紛争の解決方法
16. その他国土交通省令で定める事項

(5) 施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時（規則第14条の2第1項第1号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時）に遅滞なく行わなければならない。（規則第14条の5第3項）

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

(6) 各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第14条の2第1項）関係 **作成例 別紙1、2、4 (P13、14、16)**

イ 第1号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ 第2号イ及びトの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

ニ 第2号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。

ホ 第2号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督の実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ 第2号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト 第2号ヘの「監理技術者補佐資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載し、その者が称する称号を「1級土木施工管理技士補」のように記載する。

また、その者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督の実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

チ 第2号トの「主任技術者資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。

リ 第2号チ及び第4号チの「建設工事に従事する者」は、建設工事に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、必ずしも記載する必要はない。

また、「中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。

また、「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)。

また、「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資格を記載すること(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)。なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載を求める性質のものではないことから、任意の記載項目となっていることに留意すること。

ヌ 第2号リ及び第4号リの「一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。

ル 第3号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の()内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

② 添付書類(規則第14条の2第2項)関係

イ 第1号の書類は、公共工事については、全ての下請契約について下請代金の額は明記されていなければならない。なお、同号の書類には、法第19条第1項各号に掲げる事項が網羅されていなければならないので、これらを網羅していない注文伝票等は、ここでいう書類に該当しない。

ロ 第2号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

ハ 第3号の「監理技術者補佐資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第28条第1号又は第2号の要件を満たす者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面及び施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)別記様式第6号(イ)による1級技術検定(第一次検定)合格証明書の写し等又は規則第13条第2項に規定

する書面を添付すること。

ニ 第4号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号トに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

(7) 記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類（法第19条第1項の規定による書面を含む。）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項の記載についても、(4)に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

(8) 施工体系図 **作成例 別紙3 (P15)**

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

- ① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる（規則第14条の6第3号）。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。
- ② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなければならなくなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければならない。
- ③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」（規則第14条の6第2号及び第4号）は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。
- ④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。
- ⑤ 施工体系図又はその写しは、法第40条の3及び規則第26条第5項に定めるところにより営業所への保存が義務付けられているが、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体系図又はその写しに代えることができる。

(9) 施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、公共工事については、作成した施工体制台帳を工事現場ごとに備えおくとともに、その写しを発注者に提出しなければならない。

(10) 施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合（規則第14条の7。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解

除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。) には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

(11) 法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、(10)の時期を経過した後は、法第40条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、(10)の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

また、規則第26条第2項第3号に掲げる施工体制台帳の一部が、スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同号に掲げる施工体制台帳の一部に代えることができる。

2 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

(1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から1(2)①の書面の通知を受けた場合や、工事現場に1(2)②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

(2) 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知

(1)に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく、

① 当該他の建設業を営む者に対し、1(2)①の書面を通知しなければならない。なお、書面による通知に代えて、規則第14条の4第7項で定めるところにより、当該他の建設業を営む者の承諾を得て、1(2)①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。

② 作成建設業者に対し、(3)に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

(3) 再下請負通知

① 再下請負通知は、再下請負通知書をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要がある、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようにしてもよい。ただし、

いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。

- ② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない（規則第14条の4第2項）。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請代金額の総額が1（1）の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

- ③ 再下請通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載されていなければならない。

- ④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項又は添付した書類（法第19条第1項の規定による書面）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

- ⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される1（2）①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。

- ⑥ 再下請負通知及びその内容の変更の通知は、作成建設業者の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。

また、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第14条の4第3項に規定する添付書類に代えることができる。

再下請負通知書

年 月 日

再下請負通知書を作成又は変更した日付

【報告下請負業

再下請負通知書の署名

住所

TEL: 0000-00-0000

代表者

代表取締役

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

代表者ID

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負関係の概要について次のとおり記載してください。

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

別紙 2

作成例

再下請負業者及び再下請負関係の概要について次のとおり記載してください。

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

代表者名

〇注意事項

- 建設業法では施工体台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずに構いません。
- 記入欄の欄外には、建設業法で定められた記載事項です。
- 説明欄に記されていないものは、技術者を置かない場合もある。その際は記載不要です。
- 「欄外及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっています。その通知書や契約書に定められている旨を記載します。
- 公法工事で下請負契約を締結した場合は、全ての工事で施工体台帳の作成が必要です。

施工体系図

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

発注者名	熊本市長 大西 一史
工事名称	〇〇ビル新築工事
工期	令和5年 4月 21日 至 令和5年 10月 15日

作成建設業者の
商号名称、建設
者及び名称を
活用する場合に
はIDも記入

作成建設業者が
直いた監理（主
任）技術者の氏
名

作成建設業者が
専任技術者を置
いた場合の氏
名及び担当する
具体的な工事内
容

作成建設業者が
総括安全衛生管
理者を置いた場
合の氏名

元請名・事業者ID	(株)元請建設
監督員名	〇〇 〇〇
監理技術者名	〇〇 〇〇
監理技術者補佐名	〇〇 〇〇
専任技術者名	〇〇 〇〇
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専任技術者名	〇〇 〇〇
担当工事内容	

総括安全衛生責任者	〇〇 〇〇
-----------	-------

副会長	〇〇 〇〇
-----	-------

一次下請を監督するため
に作成建設業者が監督
者を置いた場合の氏名

作成建設業者が監理技術
者を補佐を置いた場合の
氏名

元方安全衛生管理
者
〇〇 〇〇

作成建設業者が元方安
全衛生管理者を置いた
場合の氏名

下請負人が請け負った建設工事
の具体的な内容

下請負人が請け負った建設工事
の契約書に記載された工期

下請負人の商号名称、建設者
及び名称を
活用する場合にID
も記入

下請負人の建設業者の許可番号

下請負人の建設業許可の種類
（一般建設業の特定建設業）

下請負人が安全衛生責任者を置
いた場合の氏名

下請負人が主任技術者を置いた
場合の氏名（下請代金の合計
額が3,500万円未満の「鉄筋工
事」及び「型枠工事」）の該当
の有無

下請負人が専任技術者を置いた
場合の氏名及び担当する具
体的な工事内容

〇注意事項
1 建設業法では施工体系図の様式は定められていませんので、この様式によりなくても構いません。
2 記入欄の欄外には、建設業法で定められた記載事項でも、その際は記載不要です。
3 説明書きに「建設業法で定められた記載事項ではないものは、技術者を置かない場合は、下請負人に記入する主任技術者等については、記載不要です。」
4 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、特定専門工事に該当する場合を除き、金額に関わらず主任技術者の配置が必要です。
5 なお、建設業の許可を受けていない場合は、全ての工事で施工体系図の作成が必要です。

別紙3 作成例

【一次下請】

会社名・事業者ID	(有)一次下請建設
代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	熊本県知事 第87654号
一般/特定/別	一般/特定/別
安全衛生責任者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇
特定専門工 事の担当	有・無
専任技術者	〇〇 〇〇
担当工事 内容	工事
工期	令和5年4月24日～令和5年6月30日

会社名・事業者ID	(有)二次下請工業
代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	熊本県知事 第654321号
一般/特定/別	一般/特定/別
安全衛生責任者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇
特定専門工 事の担当	有・無
専任技術者	〇〇 〇〇
担当工事 内容	工事
工期	令和5年4月28日～令和5年6月30日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定/別
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工 事の担当	有・無
専任技術者	
担当工事 内容	工事
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定/別
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工 事の担当	有・無
専任技術者	
担当工事 内容	工事
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	(有)一次下請建設
代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	熊本県知事 第123456号
一般/特定/別	一般/特定/別
安全衛生責任者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇
特定専門工 事の担当	有・無
専任技術者	〇〇 〇〇
担当工事 内容	工事
工期	令和5年5月1日～令和5年6月30日

会社名・事業者ID	(有)二次下請建設
代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	熊本県知事 第123456号
一般/特定/別	一般/特定/別
安全衛生責任者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇
特定専門工 事の担当	有・無
専任技術者	〇〇 〇〇
担当工事 内容	工事
工期	令和5年5月1日～令和5年6月30日

会社名・事業者ID	(有)三次下請建設
代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	熊本県知事 第456789号
一般/特定/別	一般/特定/別
安全衛生責任者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇
特定専門工 事の担当	有・無
専任技術者	〇〇 〇〇
担当工事 内容	工事
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定/別
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工 事の担当	有・無
専任技術者	
担当工事 内容	工事
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定/別
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工 事の担当	有・無
専任技術者	
担当工事 内容	工事
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定/別
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工 事の担当	有・無
専任技術者	
担当工事 内容	工事
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定/別
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工 事の担当	有・無
専任技術者	
担当工事 内容	工事
工期	年 月 日～ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定/別	一般/特定/別
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工 事の担当	有・無
専任技術者	
担当工事 内容	工事
工期	年 月 日～ 年 月 日

関係法令

建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

第二十四条の八 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）（抄）

（施工体制台帳の作成及び提出等）

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の八第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（第十七条第一項において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（抄）

（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の二 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作成建設業者（法第二十四条の八第一項の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 許可を受けて営む建設業の種類

ロ 健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規

定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（第三号ハにおいて「健康保険等の加入状況」という。）

二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称、内容及び工期

ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地

ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

ニ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別

ヘ 法第二十六条第三項第二号の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第二十九条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。）

ト 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又はヘの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（６）に掲げるものを除く。）

（１） 氏名、生年月日及び年齢

（２） 職種

（３） 健康保険法又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による医療保険、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険（第四号チ（３）において「社会保険」という。）の加入等の状況

（４） 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第七項に規定する被共済者に該当する者（第四号チ（４）において単に「被共済者」という。）であるか否かの別

（５） 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

（６） 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者（第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。）及び同表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。）の従事状況

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称及び住所

ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類

ハ 健康保険等の加入状況

四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称、内容及び工期

ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日

ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する

主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別

へ 当該下請負人が法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（６）に掲げるものを除く。）

（１） 氏名、生年月日及び年齢

（２） 職種

（３） 社会保険の加入等の状況

（４） 被共済者であるか否かの別

（５） 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

（６） 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ 一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況

２ 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（入札契約適正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

二 前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第二十六条第五項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

四 前項第二号トに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

３ 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

４ 第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

（下請負人に対する通知等）

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げ、又は当該事項を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により当該下請負人の閲覧に供しなければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称

二 当該下請負人の請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の八第二項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨及び当該再下請

負通知に係る書類を提出すべき場所

- 2 建設業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、第五項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 建設業者の使用に係る電子計算機と下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて下請負人の閲覧に供し、当該下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、下請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設業者の使用に係る電子計算機と、下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 建設業者は、第二項の規定により第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該下請負人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - 一 第二項各号に規定する方法のうち建設業者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た建設業者は、当該下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四 法第二十四条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号
 - 二 再下請負通知人が請け負った建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日
 - 三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項並びに当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからハまで、チ及びリに掲げる事項
- 2 再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当者」という。）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という。）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - 3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。
 - 4 再下請負通知人該当者は、第二項の規定による書面による通知に代えて、第七項で定めるところにより、作成建設業者又は第二項に規定する他の建設業を営む者（以下この条において「再下請負人」という。）の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使

用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人該当者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機と作成建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成建設業者又は再下請負人の閲覧に供し、当該作成建設業者又は当該再下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、作成建設業者又は再下請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機と、作成建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 再下請負通知人該当者は、第四項の規定により第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち再下請負通知人該当者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人該当者は、当該作成建設業者又は当該再下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者又は当該再下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

9 第三項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

（施工体制台帳の記載方法等）

第十四条の五 第十四条の二第二項の規定により添付された書類に同条第一項各号に掲げる事項が記載されているときは、同項の規定にかかわらず、施工体制台帳の当該事項を記載すべき箇所と当該書類との関係を明らかにして、当該事項の記載を省略することができる。この項前段に規定する書類以外の書類で同条第一項各号に掲げる事項が記載されたものを施工体制台帳に添付するときも、同様とする。

2 第十四条の二第一項第三号及び第四号に掲げる事項の記載並びに同条第二項第一号に掲げる書類（同条第一項第四号ロの下請契約に係るものに限る。）及び前項後段に規定する書類（同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項が記載されたものに限る。）の添付は、下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるように行わなければならない。

3 作成建設業者は、第十四条の二第一項各号に掲げる事項の記載並びに同条第二項各号に掲げる書類及び第一項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかとなつたとき（同条第一項第一号に掲げる事項にあつては、作成建設業者に該当することとなつたとき）に、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示して、施工体制台帳を作成しなければならない。

- 4 第十四条の二第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号から第四号までに掲げる書類について変更があつたときは、遅滞なく、当該変更があつた年月日を付記して、変更後の当該事項を記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければならない。
- 5 第一項の規定は再下請負通知書における前条第一項各号に掲げる事項の記載について、前項の規定は当該事項に変更があつたときについて準用する。この場合において、第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは「前条第三項」と、前項中「記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければ」とあるのは「書面により作成建設業者に通知しなければ」と読み替えるものとする。
- 6 再下請負通知人は、前項において準用する第四項の規定による書面による通知に代えて、第九項で定めるところにより、作成建設業者の承諾を得て、前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人は、当該書面による通知をしたものとみなす。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機と作成建設業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成建設業者の閲覧に供し、当該作成建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに前条第一項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法
- 7 前項に掲げる方法は、作成建設業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
- 8 第六項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人の使用に係る電子計算機と、作成建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 9 再下請負通知人は、第六項の規定により前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成建設業者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第六項各号に規定する方法のうち再下請負通知人が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 10 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人は、当該作成建設業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成建設業者に対し、前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（施工体系図）

第十四条の六 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

- 一 作成建設業者の商号又は名称
- 二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
- イ 建設工事の名称及び工期
- ロ 発注者の商号、名称又は氏名
- ハ 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名
- ニ 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名
- ホ 第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつか

さどる建設工事の内容

三 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものに関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。）

イ 商号又は名称

ロ 代表者の氏名

ハ 一般建設業又は特定建設業の別

ニ 許可番号

四 前号の請け負った建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ 建設工事の内容及び工期

ロ 特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する特定専門工事をいう。第十七条の八において同じ。）の該当の有無

ハ 下請負人が置く主任技術者の氏名

ニ 第十四条の二第一項第四号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

（施工体制台帳の備置き等）

第十四条の七 法第二十四条の八第一項の規定による施工体制台帳（施工体制台帳に添付された第十四条の二第二項各号に掲げる書類及び第十四条の五第一項後段に規定する書類を含む。）の備置き及び法第二十四条の八第四項の規定による施工体系図の掲示は、第十四条の二第一項第二号の建設工事の目的物の引渡しをするまで（同号ロの請負契約に基づく債権債務が消滅した場合にあつては、当該債権債務の消滅するまで）行わなければならない。

電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

令和5年5月12日

国土交通省

1. はじめに

建設工事の請負契約は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により、一定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと（以下「電子契約」という。）も可能とされている。

本ガイドラインは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第2項第1号の規定により、法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳に添付しなければならない法第19条第1項及び第2項の規定による書面（以下「請負契約書」という。）の写しについて、その対象となる請負契約が電子契約の場合における取扱いを明確化するものである。

2. 施工体制台帳への電子契約書の添付について

施工体制台帳の添付書類は、規則第14条の2第4項の規定により、その記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、書面での添付に代えることができることとされている。

このため、施工体制台帳が書面で作成されている場合であっても、電子契約を行った場合の請負契約書の写し（以下「電子契約書」という。）が、PCやタブレット端末等のストレージや、CD-ROM、USB等の記録媒体に保存され、必要に応じ、工事現場においてPCやタブレット端末の画面上に表示できるときは、当該電子契約書を印刷して施工体制台帳に書面で添付することを要しない。

また、電子契約書が、本社・営業所に備えられたサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合であっても、必要に応じ工事現場において当該サーバ等に保管されている電子契約書にアクセスし、PCやタブレット端末の画面上に表示できる場合には同様の取扱いとして差し支えない。

※ ASP : Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。

3. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳に添付する電子契約書の写しの取扱いについて

建設業者は、発注者から直接公共工事を請け負った場合において、当該公共工事を施工するために下請契約を締結したときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項の規定により、当該公共工事の発注者に対して、施工体

制台帳（添付書類を含む。以下同じ。）の写しを提出しなければならないこととされている。

発注者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、施工体制台帳の写しを電子情報処理組織を使用する方法により提出することを認めている場合にあっては、当該方法により提出することが可能である。

一方で、発注者が、施工体制台帳を書面で提出することを求めている場合には、その添付書類である電子契約書は、以下の 2 つの条件を満たすことが求められる。

- ① 電子契約書の内容が紙面に印刷され、施工体制台帳の写しに添付されていること。
- ② 電子契約書の内容と①において紙面に印刷された内容に相違ない旨が、直接公共工事を請け負った建設業者の現場代理人の署名により誓約されている書面が添付されていること。

施工体制台帳等の提出書類チェックリスト（受注者用）

書類の種類			備考	チェック
1	施工体制台帳（元請負人に関する事項、下請負人に関する事項）			☐
2	添付書類	元請業者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し(※1)		☐
3		元請業者が一次下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し(※1)		☐
4		元請の主任（監理）技術者、監理技術者補佐、専門技術者が資格を有することを証する書面及び雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し	※監理技術者補佐、専門技術者の書類は配置がある場合のみ	☐
5	施工体系図			☐
6	作業員名簿			☐

※下請負人が再下請負を行った場合は、その都度、次の書類一式を追加で提出

書類の種類			備考	チェック
1	添付書類	再下請負通知書（下請負人に関する事項、再下請負人に関する事項）	下請負人から徴取	☐
2		下請負人が再下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し(※1)	下請負人から徴取	☐
3	施工体系図		再下請負人を徴取	☐
4	作業員名簿		下請負人から徴取	☐

(※1) 対象となる契約が電子契約の場合における取扱いは、P24～25「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン（令和5年5月12日付け国土交通省）」を参照してください。

(※2) 電子情報処理組織を使用する方法による提出の可否については、工事監督員に確認してください。